

再申入書

2023年11月16日

株式会社 Crea 御中
代表取締役 岡 大貴 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

HP : <https://okayama-con.net/>
npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

当法人からの2023年2月7日付け申入書に関し、貴社より同月22日付け回答書を受領しております。

ご回答が遅くなりましたが、上記の回答書に記載された内容について以下のとおりご連絡させていただきます。

1 景品表示法上の問題となる可能性が否定できないこと

貴社の見解では、定期購入契約において2回目以降は通常価格として表示された金額で商品を販売している実績があることから当該実績が「最近相当期間にわたって販売された価格」に該当するものであり、景品表示法上の問題のある価格表示ではないとのことです。

もっとも、本件ウェブサイトを開覧した消費者としては、貴社において販売する本件商品が通常、1セット9,800円(税込10,780円)で販売されていると認識することが通常であると考えられます。もっとも、本件ウェブサイトを通じて購入した場合、2回目以降は3セットでの販売となり1セットでの販売実績はありません。

したがって、貴社の主張は2回目以降消費者が3セットの料金を支払わなければならないという定期購入契約の内容を無視した主張であると言わざるを得ません。

他方、繰り返しになりますが、貴社は現在においても他のECサイト([amazon.co.jp](https://www.amazon.co.jp/))において、1セットのみを通常価格よりも低額(税込3,200円)で販売しています。

そうすると、貴社のウェブサイトに記載された「通常価格」は実際に販売されていた価格よりも高い価格を表示していると言わざるを得ません。なお、本件ウェブサイトを確認したところ、95%OFFとの表記は記載されておりませんが、「初回限定 0円 送料499円(税込)」との表示がなされています。

よって、貴社のウェブサイト上の「通常価格 9,800 円（税抜）（税込 10,780 円）」との表示は、本件ウェブサイトの表示を閲覧した消費者に対し一般的に 1 万円相当で販売されている商品を送料のみの負担で購入できるという誤信を抱かせるおそれのあるものであって、「商品…の取引条件について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法第 30 条 1 項 2 号）に該当すると考えられます。

2 申入れ

したがって、当法人は、改めて、景品表示法第 30 条 1 項に基づき、本件商品について通常価格 9,800 円（税抜）（税込 10,780 円）との表示を行うことの停止を申し入れる次第です。

以上